

○吹田市水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月26日条例第31号

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、市全域とする。

3 市長は、公益上必要と認めるときは、市外に分水することができる。

4 給水人口は、390,000人とする。

5 1日最大給水量は、130,000立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

(吹田市公営企業の組織に関する条例の廃止)

第2条 吹田市公営企業の組織に関する条例（昭和31年吹田市条例第266号）は、廃止する。

(以下省略)

附 則（省略）

附 則（平成28年3月31日条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。